

青森県報

号外第五十三号

平成十四年五月二十九日(水曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

西部海区管内におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示：(事務局)：一

海区漁業調整委員会

青森県西部海区漁業調整委員会指示第四号

青森県西部海区管内におけるまぐろの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七号第一項の規程により次のとおり指示する。

平成十四年五月二十九日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 船 橋 正 良

一 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力船を使用して行うまぐろの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業をしてはならない。

1 制限海域

次の点を順次に結ぶ直線と陸岸によって囲まれた海域

ア 青森県東津軽郡竜飛崎灯台中心点

イ 青森県東津軽郡竜飛崎灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線の中点

ウ 点イと大間崎突端とを結ぶ線と青森県東津軽郡高野崎灯台中心点と北海道上磯郡葛登支岬灯台中心点とを結んだ線との交点

エ 青森県東津軽郡神崎灯台中心点

2 制限期間

平成十四年六月一日から平成十五年一月三十一日まで

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭